

# 外国送金取引のご案内(仕向外国送金)

## 仕向送金 ～海外へ送金する～

### 〔受付前に必ずお読み下さい〕

1. 北海道銀行に口座をお持ちでないお客さまからのご依頼は受付できません。また、現金によるご送金はお取り扱いしておりません。
2. 口座をお持ちのお客さまでも、口座開設日、利用状況、送金原資などによりお取引をお断りする場合がございます。
3. 受付にあたっては、運転免許証など本人確認資料のご提出のほか、口座開設の目的やご職業等を申告いただく場合がございます。
4. 個人番号(マイナンバー)・法人番号の提供をお願いしております。
5. ご提出いただいた関係書類について、法令等(\*)に関する確認ができない場合は、受付をお断りすることがありますので、ご了承ください。
6. 法令等(\*)に関する確認のため、送金国・地域や送金目的・金額によっては契約書など送金にかかる関係書類のご提出や、受取人(法人)の実質的支配者のご申告をお願いする場合がございます。ご提出やご申告をいただけない場合は、お取引をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

**お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。**

#### \* ① 外国為替及び外国貿易法

北海道銀行は「外国為替及び外国貿易法」にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客さまのご送金取引が「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

#### ② 米国など諸外国の規制

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています(OFAC規制の詳細はOFACホームページにてご確認ください)。

北海道銀行では、OFAC規制の他、諸外国の規制も確認しております。

#### ③ その他

北海道銀行では上記の他、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(改正犯収法)、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(AML/CFT ガイドライン)、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)などの法令に基づいた確認等を行います。

各お取引の詳しい内容につきましては、北海道銀行 国際部までお問い合わせください。

☎011-233-1093(平日 9:00~17:00)

# 外国送金取引のご案内(仕向外国送金)

| <p><b>受付時間</b></p>    | <p style="text-align: center;"><b>平日 9:00～15:00</b></p> <p>受付店・受付時間によっては、送金先銀行への発信は翌営業日になります。また、送金先銀行の所在国や送金通貨国が休日の場合は、さらに発信が遅れる場合がございます。詳細については、国際部までお問い合わせください。(お問い合わせ先: ☎011-233-1093)</p>  |                                     |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
|-----------------------|--|-------------------------------------|-------------|--|-------|-------|-------|---------------|--|------------|-------------------------|--|-----------------------------------|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| <p><b>送金取扱通貨</b></p>  | <p style="text-align: center;"><b>21 通貨</b></p> <p>日本円、米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンド、スイスフラン、カナダドル、香港ドル、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、シンガポールドル、ニュージーランドドル、タイバーツ、ロシアルーブル、中国元、韓国ウォン、台湾ドル、マレーシアリングgit、インドネシアルピア、インドルピー</p>   |                                     |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
| <p><b>仕向送金手数料</b></p> | <p>送金通貨、送金代り金通貨、海外の銀行で発生する手数料の負担区分により手数料は異なります。 <span style="float: right;">※消費税非課税</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">海外へ送金する場合の手数料</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支払銀行手数料負担区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">依頼人負担</th> <th style="text-align: center;">受取人負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本手数料</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>7,500円</b></td> </tr> </tbody> </table><br><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 30%;">リフティングチャージ</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">円建送金および同一通貨のまま送金する場合に発生</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br/>1,000万円以下の場合</th> <th style="text-align: center;">送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br/>1,000万円超の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">送金額×<b>0.05%</b><br/>(× TTS ※外貨建の場合)<br/><b>最低手数料 2,500円</b></td> <td style="text-align: center;">送金額×<b>0.1%</b><br/>(× TTS ※外貨建の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支払銀行手数料について<br/>支払銀行手数料とは、海外や経由銀行などで発生する手数料のことです。<b>原則として、「受取人負担」となります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「依頼人負担」の場合、上記手数料に加え、支払銀行手数料3,000円がかかります。支払銀行等から5,000円以上の請求があった場合、後日、差額分のお支払をお願いいたします。</li> <li>● 「依頼人負担」を選択されても、支払銀行の事情により受取人への入金時に手数料等が差し引かれ、全額が入金されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>● 「受取人負担」の場合、支払銀行手数料が送金金額から差し引かれたうえで、受取人口座に入金されます。</li> </ul> | 海外へ送金する場合の手数料                       | 支払銀行手数料負担区分 |  | 依頼人負担 | 受取人負担 | 基本手数料 | <b>7,500円</b> |  | リフティングチャージ | 円建送金および同一通貨のまま送金する場合に発生 |  | 送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br>1,000万円以下の場合 | 送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br>1,000万円超の場合 | 送金額× <b>0.05%</b><br>(× TTS ※外貨建の場合)<br><b>最低手数料 2,500円</b> | 送金額× <b>0.1%</b><br>(× TTS ※外貨建の場合) |
| 海外へ送金する場合の手数料         | 支払銀行手数料負担区分  |                                     |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
|                       | 依頼人負担  | 受取人負担                               |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
| 基本手数料                 | <b>7,500円</b>  |                                     |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
| リフティングチャージ            | 円建送金および同一通貨のまま送金する場合に発生  |                                     |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
|                       | 送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br>1,000万円以下の場合  | 送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br>1,000万円超の場合    |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |
|                       | 送金額× <b>0.05%</b><br>(× TTS ※外貨建の場合)<br><b>最低手数料 2,500円</b>  | 送金額× <b>0.1%</b><br>(× TTS ※外貨建の場合) |             |  |       |       |       |               |  |            |                         |  |                                   |                                  |   |                                     |

# 外国送金取引のご案内(被仕向外国送金)

## 被仕向送金 ～海外からの送金を受け取る～

海外からの送金の受け取りは、受取人名義の当行口座へのご入金となります。お客さまがお持ちの当行口座の情報を海外の送金人にお伝えください。当行での事前のお手続きは原則ありません。送金人に伝えるべき情報(英文表記)、およびお受け取り時の取り扱いは以下の通りです。

### 【外国送金のお受け取りに必要となる情報】

海外からの当行口座への送金の際は、次の情報を送金人へお伝えください。

| 必要項目  | 通知内容と英文表記   |
|---|---|
| 銀行名<br>(Beneficiary Bank)                     | (当行銀行名の英文表記)<br>THE HOKKAIDO BANK,LTD.  |
| スワフトコード/ビックコード<br>(SWIFT code /BIC code) (*1) | (当行のスワフトコード)<br>HKDBJPJT<br>(8桁 全店共通です)   |
| 支店名<br>(Branch Name)                          | (支店の場合)<br>〇〇〇〇 BRANCH<br>(本店の場合)<br>HEAD OFFICE  |
| 支店住所<br>(Branch Address)                      | (支店(本店)の住所)<br>1,NISHI 4-CHOME,ODORI CHUO-KU,SAPPORO 060-8676 JAPAN<br>(例: 〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地)   |
| 受取人名<br>(Beneficiary Name)                    | [口座名義人の英文名称]<br>個人のお客さま … おなまえの英字表記<br>(ローマ字表記に明確なルールはありません。姓・名の表記順は名・姓、姓・名のどちらでもかまいません)<br>(例) 北海 太郎→TARO HOKKAI(*2)<br>法人のお客さま … 自社で定める英文社名 |
| 受取人口座番号<br>(Beneficiary Account Number)       | [店番号-口座番号]<br>〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇<br>取引店の店番(3桁)と口座番号(7桁)をハイフン「-」でつないだものを受取人口座番号として通知してください。  |

(\*1) SWIFT code/BIC codeは、銀行間通信網(SWIFT)において銀行を特定するコードです。日本では、IBAN(アイバン)やABA(エービーイー)といったコードはありません。IBAN(International Bank Account Number)は、主に欧州で採用される銀行口座の所在国、支店、口座番号を一意に特定するための統一規格のコードで日本では採用されておりません。ABAは、Routing Number(ルーティングナンバー)とも呼ばれる米国における銀行コードです。

(\*2) 銀行間の通信では、通常、アルファベットは大文字のみを使用します。

(注) 送金の手続きにあたって送金人より、銀行所在地や受取人住所の情報を求められる場合があります。住所を通知する場合、その英文表記は、下記の表記例や、行政機関の表記例、郵便番号データ(ローマ字表記)等を参考にしてください。

(例) 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1 ⇒ 3-2-1 KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, 100-8967 JAPAN

# 外国送金取引のご案内(被仕向外国送金)

## 【お受け取り時の取り扱い】

|                      |   |
|----------------------|---|
| 外為法等の法令に基づく<br>お取り扱い | 受取人ご本人さまの口座登録内容や利用状況、お受け取り理由等によっては本人確認書類のご提示をお願いする場合がございます。<br>また、経済制裁の対象でないことやマネー・ローンダリング上の懸念のないことを確認するため、お取引の内容を確認できる資料等のご提示をお願いする場合がございます。<br>これらの書類をご提示いただけない場合や、ご提示いただいた資料に基づき審査した結果、ご入金ができない場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。 |
| 入金と送金到着のご案内          | 当行の判断により、お届けの電話番号または住所へご連絡させていただく場合がございます。その際にご連絡が取れない場合は、到着した資金を依頼人へお返しする場合がございますので、あらかじめご了承ください。<br>ご入金後は、お届けの住所へ計算書を郵送いたします。   |

## 【被仕向送金手数料】

※消費税非課税

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 海外からの送金を受ける場合の手数料 |         |
| 取扱手数料             | 1,500 円 |

|            |   |                                   |
|------------|---|-----------------------------------|
| リフティングチャージ | 円建送金および同一通貨で受け取る場合に発生                           |                                   |
|            | 送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br>1,000 万円以下の場合              | 送金額(外貨建の場合は円換算額)が<br>1,000 万円超の場合 |
|            | 送金額 × 0.05%<br>(× TTS ※外貨建の場合)<br>最低手数料 2,500 円 | 送金額 × 0.1%<br>(× TTS ※外貨建の場合)     |

|  |   |
|--|---|
| 海外から外貨で到着→円口座へ入金<br>取扱手数料 1,500 円                    | 送金銀行から外貨で到着し、お客さまの入金口座が円預金口座の場合、入金日の当行電信買相場(TTB)にて円に換算いたします。換算した円貨額から取扱手数料を差し引いて入金いたします。    |
| 海外から日本円で到着→円口座へ入金<br>取扱手数料 1,500 円+リフティングチャージ        | 送金銀行から日本円で到着し、お客さまの入金口座が円預金口座の場合、取扱手数料およびリフティングチャージを差し引いて入金いたします。                           |
| 海外から外貨で到着→同一通貨の外貨預金口座へ入金<br>取扱手数料 1,500 円+リフティングチャージ | 送金銀行から外貨で到着し、お客さまの入金口座が外貨預金口座の場合、手数料のお支払手続きをお願いいたします。窓口で取扱手数料およびリフティングチャージのお支払を確認後、入金いたします。 |

(注意) 送金銀行から手数料を送金人が負担する指示がある場合、手数料はかかりません。

各お取引の詳しい内容につきましては、北海道銀行 国際部までお問い合わせください。

☎011-233-1093(平日 9:00~17:00)